

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)
②名称	Ministry of Industry / Patent Office of the Republic of Bulgaria (BPO)
③所在地	52 B, Dr. G.M. Dimitrov Blvd., 1040 Sofia
④連絡先	(電話) (359 2) 970 1321 (FAX) (359 2) 873 5258 (E-mail) services@bpo.bg (internet) www.bpo.bg
⑤組織の長	President : Ms. Vladia Borissova
⑥沿革	(1) 1921年7月8日に、貿易・工業・労働省の下に工業所有権局(Industrial Property Bureau (IP Bureau))が創設され、特許の付与、商標の保護が開始された。 (2) 工業所有権局(IP Bureau)は、1944年9月9日に工業省に移管され、また1950年以降は発明・合理化局(Institute of Inventions and Rationalizations (INRA))に移管された。更に、このINRAは特許局と標準計測・規格局の2つに分割された。 (3) ベラルーシの特許局は、従前のINRAを継承しており、呼称が1993年6月1日の特許法の施行により変更された。 (4) ブルガリアにおける現時点の特許、意匠及び商標の各法は、次の通りである。 (i) 特許法: 2008年3月1日施行、2007年改正特許法(コードNo.BG044、実用新案法を含む) (ii) 意匠法: 2008年3月1日施行、2007年改正意匠法(コードNo.BG040) (iii) 商標法: 2008年3月1日施行、2007年改正意匠法(コードNo.BG039)
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、動植物新種の保護、半導体集積回路の回路配置の保護

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1970/5/19	1921/12/5			1975/8/12	
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
	1984/5/6	1921/6/13		1995/9/6	1995/8/31	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
	2009/3/16			2002/3/6	2002/5/20	
		ヘーグ				
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン	
	1980/8/19		1996/12/11	2008/10/7	1975/8/12	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
	1985/8/1	2001/10/2	1984/5/21	2001/2/27	2001/2/27	
	ストラスブール	ウィーン	WTO			
	2001/11/27	2001/2/27	1996/12/1			
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	193	246	171	171
		(内 外国出願)	7	7	6	5
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	4	7	5	
	実用新案	全数	454	541	222	214
		(内 外国出願)	5	8	10	6
	意匠	全数	229	200	154	143
		(内 外国出願)	51	68	34	47
		(内 日本から)	2	1	1	
	商標	全数	5,391	4,858	4,865	4,460
		(内 外国出願)	1,670	1,563	1,563	1,436
		(内 日本から)	16	9	13	6
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	195	215	182	78
		(内 外国出願)	13	12	13	3
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	7	4	3	2
	実用新案	全数	338	549	196	204
		(内 外国出願)	8	9	6	13
	意匠	全数	180	167	139	132
(内 外国出願)		32	63	36	40	
(内 日本から)		2	1			
商標	全数	4,947	4,675	4,813	4,133	
	(内 外国出願)	1,832	1,620	1,663	1,500	
	(内 日本から)	17	13	13	5	

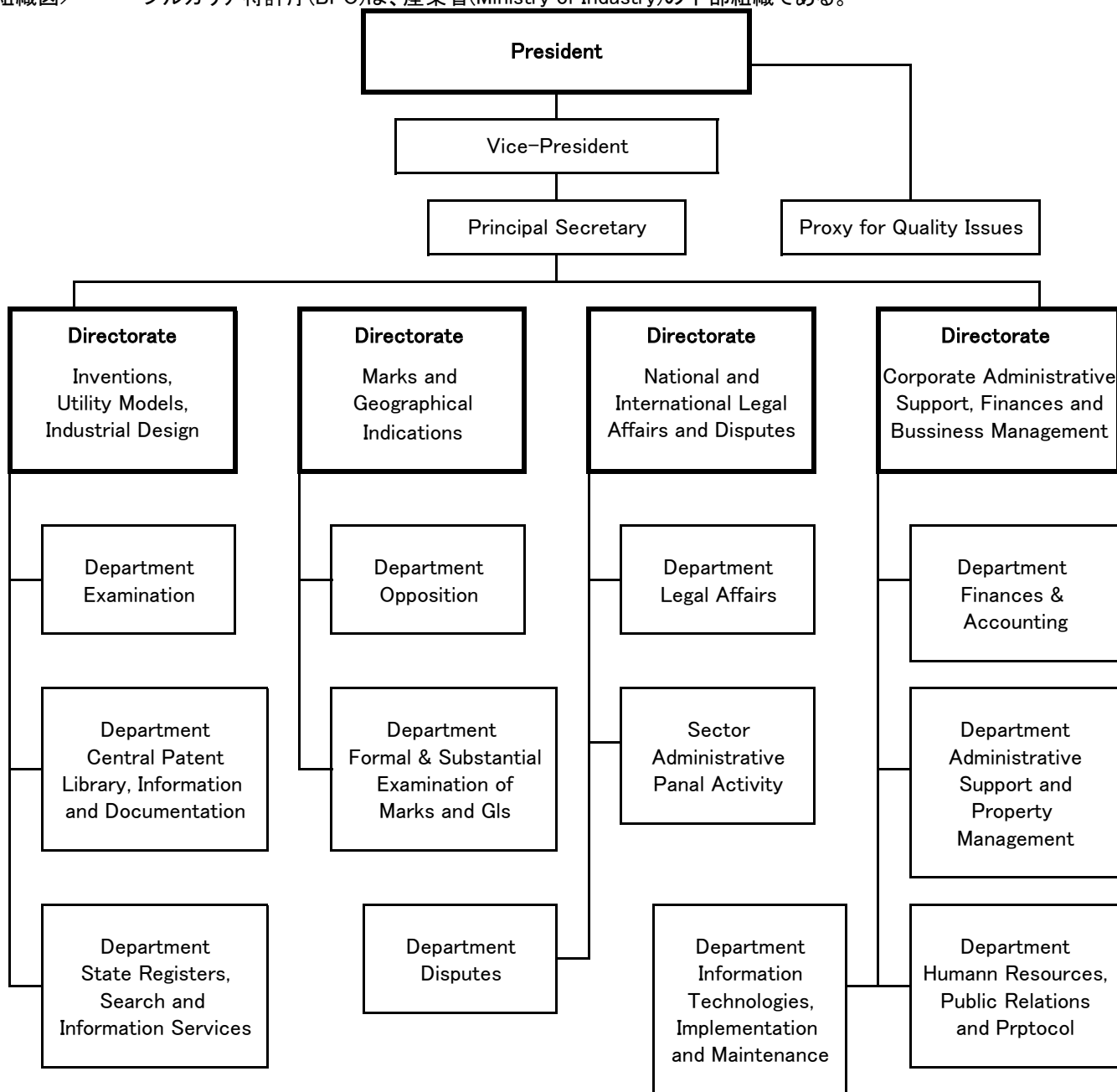
出典: WIPO IP Statistics

①国名

Republic of Bulgaria (BG)
(ブルガリア共和国)

⑫組 織

<組織図> ブルガリア特許庁(BPO)は、産業省(Ministry of Industry)の下部組織である。



(出典): BPO HP

URL: www1.bpo.bg/images/stories/about_bpo/structure_en_march_11.pdf

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2010年3月9日施行(2010年SG第19号) (注) この2010年SG第19号は英語の条文が未入手につき、本解析は従前の2007年SG第59号(2008年3月1日施行)により行った。
	③地理的効力の範囲	ブルガリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPO)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第13条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ブルガリア共和国内に永続的住所又は主たる事務所を有しない出願人は、代理人を選任しなければならない。 (特許法第3条(2))
	⑦出願言語	ブルガリア語 (特許法第35条(3))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬、農薬の特許は最長5年延長可能。 (特許法第16条、第72j条、EEC規則No.1768/92の第13条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第8条)
	⑩グレースピリオド*	有。次の2つのケースが規定されている。期間は、展示日又は公開日から6月。 (1) 出願人又はその権原者に対する明白な濫用による発明の開示 (2) 出願人又はその権原者による公的な又は公認された国際博覧会における発明の展示による開示 (特許法第11条)
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 1. 発見、科学上の理論及び数学的方法 2. 芸術的製作の所産 3. 精神的活動を行い、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム 4. 情報の提供 5. 人間の体であって、形成及び発育の異なる段階における遺伝子の配列又は部分的配列の単なる発見 (特許法第6条(2),(4)) 6. その商業的利用が社会秩序又は道徳に反し、次のものを含む発明 (a) 人間をクローン化する方法 (b) 人間の胚の遺伝子的同一性を変更する方法 (c) 人間の胚の工業的又は商業的目的での使用 (d) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、これが人間又は動物にとって (e) 医学的見地からの実質的効用なしにそれらに苦痛を与える可能性がある場合のもの及び当該方法により得られた動物 7. 治療又は手術による人間又は動物の体の処置方法並びに人間又は動物の体について行われる診断方法。 8. 植物又は動物の品種 9. 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な方法 (特許法第7条(1)) 10. 生物工学的発明 (特許法第73条(4)、(5))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第47条)
	⑬審査請求制度の有無	有。技術水準の調査及び審査請求は、出願日又は優先日から13月の満了日までに行なわなければならない。この請求を上記の期日までに行わなかったときは、出願は取下げられたものとみなされる。 (特許法第46b条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第46c条)
⑯異議申立制度の有無	有。何人も公開日から3月以内に出願に対する異議申立を行うことができる。 (特許法第46d条)	

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)																																																									
⑰無効審判制度の有無	有。何人も、実用新案登録の取消を存続期間中、何時でもBPOの紛争部に請求することができる。 (特許法第55条(2)、第56条(2))																																																									
⑱実施義務	有。特許出願から4年又は特許付与から3年の期間の何れか遅く満了するまでの間の不実施は、強制実施権付与の請求の対象となる。この請求は、利害関係人に限られる。 (特許法第32条)																																																									
⑲費用 単位 BGN (ブルガリア・レフ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="339 454 1522 712"> <tr> <td>出願料</td> <td>50 BGN(10クレームまで)</td> <td>20 BGN(10超の各クレームにつき)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>20 BGN(各主張につき)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方式審査料</td> <td>50 BGN</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予備審査料</td> <td>160 BGN(1発明)</td> <td>200BGN(2発明) 80 BGN(2超の各発明)</td> </tr> <tr> <td>調査・審査料</td> <td>200 BGN(1発明)</td> <td>300BGN(2独立発明) 80 BGN(2超の各独立発明)</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>80 BGN</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録公告料</td> <td>100 BGN(10頁まで)</td> <td>12 BGN(10超の各頁につき)</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="339 745 1522 992"> <tr> <td colspan="5">1年次～3年次 50 BGN(毎年)</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>50 BGN</td> <td>10年次</td> <td>500 BGN</td> <td>16年次 1,100 BGN</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>150 BGN</td> <td>11年次</td> <td>600 BGN</td> <td>17年次 1,200 BGN</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>200 BGN</td> <td>12年次</td> <td>700 BGN</td> <td>18年次 1,300 BGN</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>250 BGN</td> <td>13年次</td> <td>800 BGN</td> <td>19年次 1,500 BGN</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>300 BGN</td> <td>14年次</td> <td>900 BGN</td> <td>20年次 1,700 BGN</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>400 BGN</td> <td>15年次</td> <td>1,000 BGN</td> <td></td> </tr> </table>		出願料	50 BGN(10クレームまで)	20 BGN(10超の各クレームにつき)	優先権主張料	20 BGN(各主張につき)		方式審査料	50 BGN		予備審査料	160 BGN(1発明)	200BGN(2発明) 80 BGN(2超の各発明)	調査・審査料	200 BGN(1発明)	300BGN(2独立発明) 80 BGN(2超の各独立発明)	登録料	80 BGN		登録公告料	100 BGN(10頁まで)	12 BGN(10超の各頁につき)	1年次～3年次 50 BGN(毎年)					4年次	50 BGN	10年次	500 BGN	16年次 1,100 BGN	5年次	150 BGN	11年次	600 BGN	17年次 1,200 BGN	6年次	200 BGN	12年次	700 BGN	18年次 1,300 BGN	7年次	250 BGN	13年次	800 BGN	19年次 1,500 BGN	8年次	300 BGN	14年次	900 BGN	20年次 1,700 BGN	9年次	400 BGN	15年次	1,000 BGN	
出願料	50 BGN(10クレームまで)	20 BGN(10超の各クレームにつき)																																																								
優先権主張料	20 BGN(各主張につき)																																																									
方式審査料	50 BGN																																																									
予備審査料	160 BGN(1発明)	200BGN(2発明) 80 BGN(2超の各発明)																																																								
調査・審査料	200 BGN(1発明)	300BGN(2独立発明) 80 BGN(2超の各独立発明)																																																								
登録料	80 BGN																																																									
登録公告料	100 BGN(10頁まで)	12 BGN(10超の各頁につき)																																																								
1年次～3年次 50 BGN(毎年)																																																										
4年次	50 BGN	10年次	500 BGN	16年次 1,100 BGN																																																						
5年次	150 BGN	11年次	600 BGN	17年次 1,200 BGN																																																						
6年次	200 BGN	12年次	700 BGN	18年次 1,300 BGN																																																						
7年次	250 BGN	13年次	800 BGN	19年次 1,500 BGN																																																						
8年次	300 BGN	14年次	900 BGN	20年次 1,700 BGN																																																						
9年次	400 BGN	15年次	1,000 BGN																																																							
⑳料金減免措置の有無	有。出願料が、出願人が発明者、国家教育研究所、科学研究機関、予算機関又は小中企業である場合は50%に減額される。 (特許法第5条)																																																									
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																									

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)	
②最新実用新案法の施行年月日 ③地理的効力の範囲 ④他国制度との関係 ⑤出願人資格 ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 ⑦出願言語 ⑧実用新案権の存続期間及び起算日 ⑨新規性の判断基準 ⑩グレースピリオド ⑪不登録対象 ⑫実体審査の有無及び審査事項 ⑬審査請求制度の有無 ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 ⑮出願公開制度の有無 ⑯異議申立制度の有無 ⑰無効審判制度の有無	2010年3月9日施行(2010年SG第19号) (注) この2010年SG第19号は英語の条文が未入手につき、本解析は従前の2007年SG第59号(2008年3月1日施行)により行った。	
	ブルガリア国内のみ	
	欧州特許条約(EPO)加盟国	
	発明者及び承継人 (特許法第13条(1)、第73条(2))	
	要。 (特許法第3条(2))	
	ブルガリア語 (特許法第75条(3))	
	実用新案に係る法的保護は、登録の公告の日から効力を有する。存続期間は出願日から4年。3年ずつ2回延長できる。(最長10年) (特許法第74条、第73条第1項)	
	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第8条、第73a条)	
	有。次の2つのケースが規定されている。期間は何れも開示日から12月。 (1) 出願人又はその権原者による考案の開示 (2) 出願人又はその権原者に対する第三者の濫用による考案の開示 (特許法第73b条)	
	次の事項が規定されている。 1. 発見、科学上の理論及び数学的方法 2. 芸術的製作の所産 3. 精神的活動を行い、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム 4. 情報の提供 5. 人間の体であって、形成及び発育の異なる段階における遺伝子の配列又は部分的配列の単なる発見 (特許法第6条(2),(4)) 6. その商業的利用が社会秩序又は道徳に反し、次のものを含む発明 (a) 人間をクローン化する方法 (b) 人間の胚の遺伝子的同一性を変更する方法 (c) 人間の胚の工業的又は商業的目的での使用 (d) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、これが人間又は動物にとって (e) 医学的見地からの実質的効用なしにそれらに苦痛を与える可能性がある場合のもの及び当該方法により得られた動物 7. 治療又は手術による人間又は動物の体の処置方法並びに人間又は動物の体について行われる診断方法。 8. 植物又は動物の品種 9. 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な方法 (特許法第7条(1)) 10. 生物工学的発明 (特許法第73条(4)、(5))	
	無。出願要件等の方式要件についての審査のみが行われる。 (特許法第75a条～第75c条、第75e条(5)～(7))	
	有。調査及び審査請求は、出願日又は優先日から13月の満了日までに行わなければならない。この請求を上記の期日までに行わなかったときは、出願は取下げられたものとみなされる。 (特許法第46b条、第78条)	
	無。	
	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第46c条、第78条)	
	無。	
	有。何人も、実用新案登録の取消を存続期間中、何時でもBPOの紛争部に請求することができる。 (特許法第55条(2)、第56条(2)、第78条)	

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)	
⑱実施義務	有。特許出願から4年又は特許付与から3年の期間の何れか遅く満了するまでの間の不実施は、強制実施権付与の請求の対象となる。この請求は、利害関係人に限られる。 (特許法第32条、第78条)	
⑲費用 単位 BGN (ブルガリア・レフ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 50 BGN(10クレームまで) 8 BGN(10超の各クレームにつき)</p> <p>優先権主張料 20 BGN(各主張につき)</p> <p>方式審査料 200 BGN(1考案)</p> <p>調査料 200 BGN</p> <p>審査料 200 BGN</p> <p>登録料 100 BGN</p> <p>印刷料 100 BGN(10頁まで) 12 BGN(10頁超の各頁につき)</p> <p>公報発行料 50 BGN(5独立クレームまで) 6 BGN(5超の各独立クレームにつき)</p> <p>[実用新案権の維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <p>5年～7年次 300 BGN(各年) 8年～10年次 300 BGN(各年)</p>	
⑳料金減免措置の有無	有。出願料が、出願人が発明者、国家教育研究所、科学研究機関、予算機関又は小中企業である場合は50%に減額される。 (特許法第5条)	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2011年2月12日施行
	③地理的効力の範囲	ブルガリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人。 (意匠法第16条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ブルガリアに居所又は本拠を有していない出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第5条(2))
	⑦出願言語	ブルガリア語 (意匠法第32条(3))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年を単位として連続3期間更新することができる。 (意匠法第15条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第12条(1))
	⑩グレースピリオド*	有。次の2つのケースが規定されている。期間は何れも開始せ開示日から12月。 (1)創作者若しくはその権原承継人、又は第三者による開示であって、創作者若しくはその権原承継人が供与した情報若しくは行った行動の結果である場合。 (2)第三者による開示であって、創作者に対する濫用である場合。 (意匠法第14条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反するもの (2) その固有の特徴が、製品の技術的機能のみによって決定される意匠 (3) その固有の特徴が、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を、他の製品と機械的に組み立てるか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに対して配置し、両方の製品がその機能を果たす上での必要性のみによって決定される意匠 (意匠法第11条(2))
	⑫実体審査の有無	有。実体審査は、工業意匠部における出願受領後1年以内に行う。 (意匠規則第12条－第16条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第3条(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第3条(2), 意匠規則追加規定 § 1.3)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には加盟済み) (意匠法第32条(1)7.)
	⑲出願公開制度の有無	無。 (意匠法第36a条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。
	㉑異議申立制度の有無	無。 (意匠法第36b条)
	㉒無効審判制度の有無	有。 (意匠法第29条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)			
	②④費用 単位 BGN (ブルガリア ・レフ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
		出願料 50 BGN		
		優先権主張料 20 BGN(各主張につき)		
		審査料 80 BGN(1意匠につき40 BGN(各類似意匠につき 120 BGN(組物)		
		登録料 200 BGN		
		[意匠権の維持に掛かる費用]		
		存続期間更新料		
		第1回目の更新料 300 BGN		
		第2回目の更新料 400 BGN		
		第4回目の更新料 500 BGN		
		②⑤料金減免措置 の有無	無。	

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2011年7月15日施行(2011年法律SG. No.54) (注) この2011年法律No.54は、英語の条文が未入手につき、本解析は従前の2010年官報No.80(2010年10月12日変更)により改正された条文により行った。
	③地理的効力の範囲	ブルガリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、証明標章、地理的表示 (商標法第6条、第9条、第29条、第30条)
	⑥商標の種類	語(人の名称を含む)、文字、数字、線図、形、商品若しくはその包装の形状、色彩の組合せ、音響又はそれらの標識の組合せ (商標法第9条(1))
	⑦出願人資格	標章を使用又は使用しようとしている者又は承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第10条(2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ブルガリアに連絡宛先または事業所を有しない出願人は、ブルガリア国内の弁理士を選任しなければならない。 (商標法第3条(2))
	⑪出願言語	ブルガリア語 (商標法第32条(7))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第20条)
	⑬グレースピリオド	公の、又は公認の博覧会における展示の場合は、期間は展示日から6月。 (商標法第34条(4))
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 識別性を欠く標章 (2) ブルガリア共和国における現行の言語又は確立された商慣行において慣習的となっている標識又は表示のみをもって構成される標章 (3) 商品又はサービスに関する種類、品質、数量、用途、価額、原産地、商品生産の時期若しくは方法又はサービスの提供方法、又はその他の特徴を示す標識のみによって構成される標章 (4) 商品自体の性質に起因する形状、技術的効果を得るために必要な商品の形状若しくは商品に対し実質的価値を与える形状のみによって構成される標識 (5) 公の秩序及び承認された倫理基準に反する表彰 (6) 商品又はサービスの内容、品質又は原産地について消費者に誤認させる虞がある標章 (7) パリ条約締約国の紋章、旗章若しくは他の記章又はそれらの模倣、並びに国際政府間機関の紋章、旗章その他の記章、完全な若しくは略式の公式名称によって構成されるか又はそれらを含む標章であって、関連所轄当局の承諾を得ていないもの (8) ブルガリア共和国の歴史的及び文化的記念物の名称又は表示によって構成されるか又はそれらを含む標章であって、関連所轄当局の承諾を得ていないもの (商標法第11条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第50a条)	
⑰一出願多区分制度の有無	有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第37条(1))	

①国名	Republic of Bulgaria (BG) (ブルガリア共和国)																						
⑱審査請求制度の有無	無。																						
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。																						
㉑出願公開制度の有無	無。																						
㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第38a条)																						
㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第26条)																						
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。。 (商標法第19条(1))																						
㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第9版)を採用している。(ニース協定には加盟済み) (商標法追加規定 § 1(6))																						
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。																						
㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第21条(1))																						
㉘費用 単位 BGN (ブルガリア・レフ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="539 913 1377 1115"> <tr> <td>出願料</td> <td>150 BGN(3分類まで)</td> <td>40 BGN(3超の各分類につき)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>20 BGN(各主張につき)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先審査料</td> <td>20 BGN</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>300 BGN</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出願公告料</td> <td>40 BGN</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録公告料</td> <td>40 BGN</td> <td></td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="539 1171 1377 1216"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>300 BGN(3分類まで)</td> <td>60 BGN(3超の各分類につき)</td> </tr> </table>		出願料	150 BGN(3分類まで)	40 BGN(3超の各分類につき)	優先権主張料	20 BGN(各主張につき)		優先審査料	20 BGN		登録料	300 BGN		出願公告料	40 BGN		登録公告料	40 BGN		存続期間更新料	300 BGN(3分類まで)	60 BGN(3超の各分類につき)
出願料	150 BGN(3分類まで)	40 BGN(3超の各分類につき)																					
優先権主張料	20 BGN(各主張につき)																						
優先審査料	20 BGN																						
登録料	300 BGN																						
出願公告料	40 BGN																						
登録公告料	40 BGN																						
存続期間更新料	300 BGN(3分類まで)	60 BGN(3超の各分類につき)																					
㉙料金減免措置の有無	無。																						